

指定訪問看護の重要事項説明書〔医療保険〕

〈令和6年 6月 1日 現在〉

当事業所は、指定訪問看護事業を提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことについて次の通り説明いたします。

1. 経営理念

私たちは地域に密着し、医療と福祉の両面から持てる力を存分に発揮することで、結びある人々の笑顔を引き出します。

一 「仁の心」をもって人々と接します。

※「仁の心」...自他の隔てを置かず、一切のものに対して思いやり、慈しみ、親しみを持つ心

二 人への尊敬の念を忘れず、奢らず感謝の想いで尊厳ある生活を支えます。

三 質の高い安心・安全な医療・看護を提供します。

四 多職種と密接に連携し、地域の医療・福祉に貢献します。

五 良き医療人、良き援助者と成るために、日々自己研鑽に励みます。

2. 事業者の概要

法 人 名	株式会社 うさぎメディケア
法人所在地	滋賀県大津市栗津町17番21-2号
連 絡 先	電話：077-537-8884 FAX：077-537-8889
代表者氏名	代表取締役 丹波卯子
設 立	平成25年2月20日

3. 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問看護
事業所の名称	うさぎナースケア
事業所の指定番号	0190320号（滋賀県大津市）
管理者の氏名	長田 加奈子
所在地	滋賀県大津市松本2-8-10
連絡先	電話：077-510-7472 FAX：077-510-7473
開設年月日	平成29年4月1日
通常の事業の実施地域	唐崎、皇子山、打出、栗津、北大路、石山、南郷（大石(小学校区は除く)）：以上は中学校区で記載、瀬田（大萱、大將軍、萱野浦、大江1～3丁目）、草津市全域

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。
-------	---

運営の方針	1) 株式会社うさぎメディケアの理念を基に、利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を目指すものとする。 2) 利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適当に行い日常生活の充実に資するようにするとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。 3) 本事業所は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
-------	---

5. 事業所の職員体制

管理者：看護師 1 人（常勤） 看護従業者及び業務の統括管理を行う
 看護職員：看護師 2.5 人以上 指定（介護予防）訪問看護の業務に当たる
 理学療法士等：在籍 指定（介護予防）訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する

6. 営業時間

営業日および営業時間	月曜日～金曜日 8：30～17：30
サービス提供日・時間	月曜日～金曜日 8：30～17：30
休業日	土曜日・日曜日・祝日 12月29日から翌年1月3日

7. 緊急時連絡体制

営業時間内：077-510-7472	夜間・休日も含み、24時間連絡可能な体制です。 営業時間外は当番待機者に転送し対応します。
--------------------	---

※ただし緊急時の連絡体制につきましては、諸事情により、すぐに応答できない場合がございますので、予めご了承をお願い致します。

8. 提供する事業内容と対象者

- (1) 状態の観察
- (2) 清拭、洗髪、入浴の介助及び指導（身体の清潔援助）
- (3) 褥瘡の処置及び指導
- (4) カテーテル類の管理
- (5) リハビリテーション
- (6) 栄養に関する援助
- (7) 排泄に関する援助
- (8) 療養環境の整備
- (9) 家族への介護指導及び介護支援・相談
- (10) ターミナルケア
- (11) 認知症患者の看護
- (12) その他医師の指示による医療処置や医療機器の管理

対象者	かかりつけの主治医が指定訪問看護を必要と判断された方 介護保険対象外の方
回数	基本：週3回まで 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、および特別訪問看護指示書が交付された場合は週3回を超える指定訪問看護を行うことができます
時間	原則30分～90分程度／回

9. 利用料

費用は、基本利用料（健康保険）及びその他の費用（実費）とし、費用にかかる額の支払いを本人から受けるものとします。基本利用料として本人から支払いを受ける額は、法で定める額及び保険各法で定める額とし、その他の費用は差額費用及び実費負担からなります。利用者は料金表（別紙）に記載した基本利用料（健康保険）および、その他の費用（実費）を支払うものとします。

10. 料金のお支払いについて

支払時期	料金が発生する場合、1ヶ月単位でお支払いいただきます。翌月15日頃に前月ご利用分の明細をお渡しし、銀行引き落としさせていただきます。領収証は引き落とし確認後に発行いたします。
支払方法	毎月27日に銀行引き落としとさせていただきます。

11. 利用料、諸費用の滞納について

利用料、その他の費用の支払いについて、サービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、さらに支払いの督促から1ヶ月経過してもお支払がない場合、事業利用を終了した上で、未払い分をお支払いいただくことになります。

12. 指定訪問看護に関する相談・要望・苦情等

利用者の指定訪問看護に関するご相談・ご要望・苦情について承ります。

うさぎナースケア 担当者 長田加奈子	ご利用時間	月～金曜日 8:30～17:30 (祝・休日、年末年始を除く)
	ご利用方法	電話 077-510-7472

滋賀県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情・相談	ご利用時間	月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)
	ご利用方法	電話 077-510-6605

大津市役所 介護保険課	ご利用時間	月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)
	ご利用方法	電話 077-528-2753

1.3. 事故発生時の対応

- ・ 事故発生時は、市町村、家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行います。
- ・ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じます。
- ・ 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- ・ サービス提供中に本人に対して、当方の責務において賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。
- ・ 当事業者は以下の損害賠償保険に加入しています
加入保険会社名：訪問看護事業共済会
保険の内容：訪問看護事業に伴うリスクを総合的にカバーする訪問看護事業保証制度に入っています。

1.4. 緊急時の対応方法

- ・ 指定（介護予防）訪問看護を実施中に、病状に急変及びその他の緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡し、医師の指示に従います。
- ・ 主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を行います。
- ・ 看護師が上記の処置を講じた場合は、主治医、家族、関係者等及び管理者へ報告を致します。

1.5. サービス利用までの手続きとサービス開始後の流れ

- ① 相談 : 主治医又は病院の相談員等にご相談ください。
- ②  申し込み : 指定訪問看護ステーションにお申し込みください。
- ③  連絡 : 主治医を決定し、訪問看護指示書を発行してもらいます。訪問看護計画を立てます。
- ④  サービス提供開始 : 指定訪問看護を開始します。
- ⑤  報告・評価 : 主治医へ毎月の報告を行います。

必要に応じ、訪問看護計画書を見直し修正します。

⑦ 継続した指定訪問看護を行います。

16. 非常災害発生時の対応

非常災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。非常災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、本人の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。また、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めます。

17. 秘密の保持と個人情報の保護について

- 職員は、業務上知り得た本人及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続いたします。
職員は、当事業所の職員でなくなった後においても、これらの秘密保持の義務は、継続いたします。
- 事業所は、本人及びその家族に関する個人情報及び記録物について、最善の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- 当事業所に従事する看護師および他の職員は、指定訪問看護の提供にあたり、関係する事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合は、必要最小限の範囲内で本人およびその家族に関する個人情報を共有することを、別に定める「個人情報の取り扱いに関する同意書」の同意をもって承諾いただいたものとしします。

18. キャンセル

本人がサービスの利用を中止される場合は、事業の利用の中止を前営業日まで
に通知することにより、料金を負担することなく事業の利用を中止することができます。速やかに下記の連絡先までご連絡ください。尚、本人の都合による当日
キャンセルは、「キャンセル料1,100円」が発生します。

(但し、急な状態変化に伴う緊急入院等によるキャンセルはこれに含みません)

担当者	うさぎナースケア 管理者 長田加奈子	電話	077-510-7472
-----	-----------------------	----	--------------

19. その他

事業提供の際の事故やトラブルを避ける為、次の事項にご留意ください。

- 1 看護師は、年金の管理、金銭の貸借など金銭の取り扱いはできません。
- 2 看護師は、医療保険制度上、本人の心身機能回復のために療養上のお世話や診療の行うこととされています。それ以外の業務（調理、掃除等）をすることはできませんので、ご了承ください。
- 3 本人の人権擁護、虐待防止等の為、虐待の防止のための対策を検討する委員会を置き、職員に対する研修を実施しています。
- 4 本人に対する虐待行為とみなした場合、事業所の委員会に報告し、さらに

状況によっては公的機関に報告します。

- 5 事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者とその他職員は、次の各号の反社会的のいずれにも該当しません。また、関係を有しないとともに事業所はその運営について支配を受けません。

- 1) 暴力団
- 2) 暴力団員
- 3) 暴力団準構成員
- 4) 暴力団関係企業
- 5) 総会屋
- 6) その他反社会的勢力

- 6 看護師に対する贈り物や飲食等のおもてなしはご遠慮させていただきます。

令和 年 月 日

私（事業者及び事業所管理者、説明者）は、上記の通り指定訪問看護について、本書面に基づき重要な事項の説明をしました。

事業者 ： 法人名 株式会社 うさぎメディケア
 所在地 滋賀県大津市栗津町17番21-2号
 代表者 代表取締役 丹 波 卯 子 印

 事業所 うさぎナースケア
 所在地 滋賀県大津市松本2丁目8番-10号
 （事業所番号 0190320号）
責任者 管理者 長 田 加 奈 子 印

説明者 _____ 印

私（本人）もしくは代理人は、事業者から指定訪問看護についての重要な事項の説明を受けました。

本人 ： 住所 _____

 氏名 _____ 印

代理人 ： 住所 _____

（続柄： ）

 氏名 _____ 印

重要事項説明書

うさぎナースケア
《指定訪問看護ステーション》